# The Ishihara Times

石原総合法律事務所事務所報



撮影者 故 浦野三男 様

## 明けましておめでとうございます

今年のお正月はいかがお過ごしでしょうか?

昨年から世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、 多くの人々の生命を奪い、身体に大きなダメージを与えただけでなく、 人々の日常の活動や経済活動を大きく制限し、景気も急激に悪化させま した。感染症の拡大に比例するように分断や対立も激化し、人々は精神 的にも大変厳しい状況に追い込まれ自殺者も増加傾向にあると言われて います。

新型コロナウイルス感染症が速やかに収束し、人々に笑顔が戻り、街中に活気が溢れるようになることを切に願ってやみません。

感染症の拡大により人々は新しい生活様式や働き方の変化を求められていますが、それはまた、これまでとは異なった問題や利害関係を生じさせます。

当事務所では、どのような変化に対しても迅速・適確に対応できるように、今年も所員一同一丸となって職務に精励してまいります。 今年もよろしくお願いします。





石原総合法律事務所 所長弁護士 石原真二



### 副所長弁護士 花村淑郁

皆さま、明けましておめでとうございます。

本年も倍旧のご厚情を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

先日、言葉の誤用例の特集記事が新聞掲載されていました。仕事柄、言葉の正確な使い方には神経を使っているので、些か驚きでした。例えば、「話のさわり」とは、話の始まりの部分ということだと思っていたのですが、元来の意味は、話の要点とか最も興味を引く部分のようです。また、「憮然」というのは、ムッとすることだと思っていたのですが、元々の意味は、ぼんやりとか、呆然という意味のようです。誤用というよりも、使い方が変化したのでしょうね。言葉の意味は、時を経て変遷する。目から鱗です。時代の流れに背を向けず、しなやかに生きていきたいものです。



### 副所長弁護士 杦田勝彦

あけましておめでとうございます。

昨年は、コロナ、コロナで暮れた年でした。

海外旅行は事実上行けなくなり、国内旅行も自粛かと思っていたら、Go Toトラベルやイート等で旅行や外食が推奨されるような雰囲気になりました。残念ながら異常であったと言うしかありません。

今年は平穏な年になることを願わずにはいられません。

あまり神仏頼みは好きではないのですが、初詣では真剣に神様(地元の津島神社の神様です)に疫病退散をお願いしようと思います(この原稿を書いている時点では未実行です。)。



### 弁護士 清水綾子

昨年は、新型コロナウィルスによる緊急事態宣言、学校休校、裁判所の期日取消しなど、今まで想定しなかったことが立て続けにおきて「絶対」「当たり前」などということは無いのだと実感しました。ウェブ会議も急増しました。私が感じたウェブ会議のメリット「行き来の時間の短縮」「雰囲気で伝わらないため発言が明確になる」「会議時間の短縮」。ウェブ会議のデメリット「通信環境によっては画像・通話が安定しない」「現実感に乏しいためか、話の内容は記憶に残るが、話し手についての記憶が残りにくい」。直接会って話ができると、やっぱりいいなあ、と感じます。早い収束を願っています。本年もよろしくお願いいたします。



### 弁護士 鈴木隆臣

明けましておめでとうございます。昨年はコロナ禍により大変な一年でした。裁判所を含め多くの活動が停止し、私もこれまで経験したことのない状況を過ごしました。裁判所では、コロナ禍をきっかけに多くの裁判期日が電話会議やウェブ会議で開催されるようになりました。電話会議は以前から利用されていましたが、ウェブ会議も利用してみると、後者の方が映像がある分、得られる情報量も多く現場に臨んでいるのに近い感覚で、これなら(争点整理の期日であれば)あえて出頭しなくてもよいかもと感じています。コロナ禍の終息はまだまだ見通せませんが、感染に十分に気を付けつつ活動していきたいと思っています。今年もよろしくお願いいたします。



### 弁護士 伊藤歌奈子

人間の業の肯定

ふと書店で目にとまった「教養としての落語」を読んだところ、立川談志さんのことが 絶賛されていました。また、最近話題の講談師神田伯山さんも、立川談志さん著の「現代 落語論」を読んで講談師を目指したという話をしていました。そんなに立川談志さんはす ごいのか?と、YouTubeの立川談志さんの落語を見てみましたが、思わず何度も笑ってしまい、すごい、やっぱり天才なんだぁと思いました。「現代落語論」には、落語は、人間の業の肯定である、人間にはずるいところや悪いところもあるけど、それを笑いに変え、肯定するのが落語である、というようなことが書かれていました。コロナによる閉塞感やネット上の誹謗中傷、色々ある世の中ですが、人間の業の肯定、受け入れ、笑いにかえていく、いい言葉だなと思います。今年は、落語と講談、見に行ってみたいです。



### 弁護士 中井志帆

皆様、コロナ禍のなか、どのようにお過ごしでしたか。

ミュージカルオタクの私は、楽しみにしていた公演が軒並み中止になり、茫然自失でしたが、しばらくするとインターネットでの配信などが増え、むしろ舞台もコンサートも気軽に楽しめるようになった気もします。

ただ、自宅でのんびりと配信を見るのもよいものだと思う一方で、少しお洒落をして出かける日、お隣の席のお客さんの動きも伝わる座席で迎える公演開始前の暗闇、全身で浴びるオーケストラと歌は、やはり何物にも代えがたい、という気持ちにもなりました。

何もかも元通りというわけにはいかないかもしれませんが、皆様が好きなことを目いっぱい楽しめる日が一日も早く訪れますように。



### 弁護士 築山健一

あけましておめでとうございます。

昨年の事務所報に、事務所に来てからあっという間の9ヶ月と書きましたが、その後の1年はもっと早く、あれからあっという間に1年が経過してしまいました。

弁護士になった際には、「ダイエットをして、かっこいいオーダースーツを買う!」という大いなる野望を立てていたのですが、私が座っている席は、代々、裁判所から来た人が座り、体重を増やして戻って行くという、いわく付きの席でした。私はと言いますと、ご多分に漏れず、やっぱり増量しております。座る席がちがう席であれば、必ずや減量に成功していたことでしょう。

それはさておき、私が皆様とご一緒させていただける時間はあと僅かになりました。最 後まで、皆様のお役に立てるよう精進致します。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



### 弁護士 立松稜惟

新年あけましておめでとうございます。

昨年は「鬼滅の刃」が大変な人気となりました。最近アニメは全く見なくなっていた私も、偶然放送を見て夢中になり、気づけば全放送回を視聴し漫画も一気読みしていました。「鬼滅の刃」に限らず最近のアニメは映像技術などが緻密で、自分が幼かった頃(20年前)と比べるとアニメも変わったなぁと思います。

弁護士業界もこの20年で重要な法改正等があり、随分変わったと聞きます。私は1年目を終えたばかりでその実感はないですが、20年後はどうでしょうか。自分自身も、どんな悪鬼(今はコロナ)にも負けず、強い柱のような弁護士になれるよう努力してまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。

#### ◆事務局一同よりご挨拶

新年、明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。 旧年中は格別のご厚誼にあずかり、心からお礼申し上げます。

本年も、より一層のサービス向上に努めて参りますので、変わらぬお引立 てを賜りますようお願い申し上げます。

皆様にとりまして幸多き一年となりますよう心からお祈りいたします

事務局一同



#### Service

当事務所では、以下のリーガルサービスを提供しております。 未だ顧問契約を締結していない場合であってもご相談に応じます。 ご興味をもたれたら、遠慮なく当事務所までお問い合わせください。

#### ■御社で法律相談を行います。

事件の相談を受けると、なぜもっと早期に相談して くれなかったのかという思いに駆られることがよくあ ります。そこで、ご希望される企業に対しては、定期 的に当事務所の弁護士が出かけ、法律相談を実施いた します。

また、この法律相談の機会を、福利厚生の一つとして、従業員が個人的な法律問題を無料で相談できる場にしていただいても構いません。

弁護士は全ての問題を解決できるわけではありませんが、弁護士であれば解決できる問題は確かにあります。我々をご活用ください。

#### ■ 従業員向けセミナー等の開催

色々な場で弁護士による法律セミナーが開催されて おりますが、各企業がその時々で直面する法律問題は、 業種や規模などによって異なります。

当事務所では、これまでも個々の企業からのご依頼で、弁護士が講師となって従業員向けのセミナーを開催しておりますが、顧問契約を締結している企業からご希望があれば、初回に限り、基本的に無償でそのようなセミナーを開催させていただきます(なお、交通費はいただく場合があります。)。

従業員に対する研修の一貫としてご活用いただけれ ば幸いです。

#### 事務所からのお知らせ

誠に勝手ながら、12月29日(火)から1月4日(月)まで年末年始休業とさせていただきます。 1月5日(火)より業務を開始いたします。

なお、当面の間は感染症対策のため、10時から17時に時間を短縮させて頂いております。 ご不便をおかけしますが、何卒ご了承下さい。



#### 石原総合法律事務所

愛知県名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル10階

TEL:052-204-1001 FAX:052-204-1002

MAIL: mail@ishihara-lawoffice.com

営業時間:9:00~18:00 休業日:土・日・祝

※当ビル地下2階に、無料駐車場(2台分)有り。他、近隣に有料パーキング有り

#### 最寄駅

地下鉄東山線伏見駅1番出口徒歩3分

地下鉄ご利用の方は、東山線・鶴舞線伏見駅北改札口を出て、1番出口をご利用下さい。 なお、平日7:30から23:00までは、地下鉄東山線栄方面藤が丘行きホームの東改札口から 伏見地下街を通り、C出口を出ていただければ、豊島ビル前に出ることができます。

